

別府市障害者自立支援協議会条例制定作業部会（第7回）議事録

日時：平成24年6月27日(水) 13:00～16:55

場所：別府市役所5階大会議室

出席者

構成員：伊藤慶典、宇都宮伯夫、大久保多津子、大隈勝彦、小野久、川野陽子
河野龍児、北地輝昭、木本ノブ子、小林祐一、佐藤紘造、芝尾與志美
首藤辰也、田中康子、藤内浩、徳田靖之、西田幸生、萩野忠好、原野彰子
升巴正博、松浦実、松川ひとみ、村野淳子、若杉竜也

事務局：別府市福祉保健部障害福祉課 課長 岩尾邦雄
課長補佐 水口雅之
主任 猪原圭太

(萩野部会長)

それでは、定刻となりましたので、これから、第7回条例制定作業部会を開催させていただきます。本日は第7回目の作業部会となります。いつものとおりだいたい17時ごろを目途に終わりたいと思っておりますけれども、途中で休憩も入らせていただきます。よろしく願いいたします。それから、委員の方でご都合により、途中退席される方、遅れてこられるという方も事務局の方で承っておりますので、ひとつご了承を願いたいと思っております。

それでは、会議に入らせていただきます。まず皆さん次第をご覧ください。今日は、生活支援の項目についてであります。議論の進め方につきましては、これまでと同じであります。それが終わりますと、各グループに分かれて、今日は2つのグループでありますけれども、グループ討議をお願い申し上げたいと思います。グループ長さんにつきましては、いつものとおりその場でお決めいただきまして、まとまったものを発表していただきたいと思っております。

それと、もうひとつの議題でありますけれども、当初、6月25日の開催を予定していましたが別府市障害者自立支援協議会が6月29日に開催されることとなりましたので、そこで、私から、この作業部会の中間報告を行います。その内容についてはみなさ

ん、お配りしていますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、質問につきましては、議事録作成の上、お名前をいつから発言をお願いいたします。では、事務局から説明をお願いいたします。

(水口補佐)

皆さまこんにちは。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは早速、説明に入らせていただきたいと思います。配布資料の1をお開きください。こちらは、これまでと同様の資料でありまして、今回は、生活支援についてまとめたものを配布しております。

それでは、1ページをお開きください。まずは、相談に関してであります。こちらの市民からの意見でありますけれども、こちらをおおまかに集約してみますと「相談しやすい場を充実してほしい」、「相談した悩みを解決してほしい」という意見にまとめることができるのではないかと考えています。

では、こういった意見がある中で、市はどういった取組をしているのかと申しますと、この1ページの下のところではありますが、一般的な相談支援と障害者自立支援法に規定されます地域生活支援事業としての相談支援機能強化事業を4つの事業所に委託する方法により実施しているところであります。それでは、2ページをお開きください。平成22年度におきましては、4事業所に相談した方は791人でありまして、その延べ相談件数は10,696件であったところであります。

この利用状況であります。第3回会議での委員からの事前意見におきましても、相談内容が知りたいということがありましたので、ここで、その詳細を説明しておきたいと思えます。配布資料の2をお開きください。資料の1は16ページまでありますので、その次になります。

この資料は、相談支援の実施状況ということで、平成22年度分の福祉行政報告例を基に作成したものであります。一番上の段は、相談支援の4事業所で相談をした人数であります。実人員は先ほど説明しました791人であります。その内容を障がいの種別で見ると、重複障がいをお持ちの方がいらっしゃいますので、単純合計は一致しませんが、身体に障がいのある方が388人、知的に障がいのある方が207人、精神に障がいのある方が174人、その他が210人という状況であります。その下の段からは、10,696件の相談支援内容の内訳であります。一番多い支援は、福祉サービスの利用等に関するものでありまして、3,311件となっております。その次は、そ

の他を除きましては、生活技術に関する支援でありまして、次が、健康・医療に関する支援というふうになっているところでもあります。

配布資料の1の2ページにお戻りください。続きまして、2番目の別府市障害者自立支援協議会につきましては、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関しまして別府市の中核的な役割を果たす協議の場として設置いたしております。3ページをお開きください。こちらには、平成22年度の会議の開催状況を記載しております。相談支援事業所の実施報告でありましたり、課題となっています住宅や短期入所の問題について、分科会を設けて協議したところでもあります。

その下の3につきましては、これは、身体障がい者と知的障がい者の相談員に関することでもあります。平成23年度までは大分県が実施していましたが、国の地域主権改革の一環の中で、この事務につきましては、平成24年度から、県から市へ権限委譲されたところでもあります。これにつきましては、そういった法改正があったところでもあります。ところが、市民の方々から見ましたら、事務の実施主体が変わったということのみであり、その他については、変更点はないところでございます。

次に4ページに進みます。4ページの4は、大分県障害者社会参加推進センターが実施しております障害者110番の概要であります。障害福祉課におきましては、その周知をしているところでもあります。

以上の説明までが相談に関する市の取組状況であります。第3回会議の委員からの事前意見におきまして、福祉全般、様々な障がいや支援に関する相談窓口の一覧が議論に必要であるということでしたので、ここで、その資料をご覧いただきたいと思っております。配布資料の3をお開きください。こちらは、市民相談一覧表というものであります。表の左下に、「市報から取り外してご利用ください。」と書かれていますとおり、毎年の市報の4月号に掲載しまして、市民の皆さま方に役立てていただいているものであります。市民からの意見にもありましたけれども、「どこに相談したらよいかわからない。」という意見に対しましては、本日皆さまに議論していただきます、情報の分野にも関連しまして、発信した情報をどうやったら確実に知ってほしい人に知ってもらえるのかという難しさがあると考えております。このことに関しましては、行政だけの問題にとどまらず、世の中全体の問題というふうに考えておりますので、解決するのは難しいこととは思いますが、現状を少しずつでも改善できる方法を考えていかなければならない、そう考えております。

それでは説明内容に移しまして、ここで、相談に関する障害者基本法の規定を見てお

きたいと思いますので、配布資料の6-1をお開きいただきたいと思います。

障害者基本法におきましては、こちらの23条に、相談等という見出しで規定されております。この第1項には、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障がい者の権利利益の保護等のための施策や制度が適切に行われたり、利用されるようにするよう書かれておきまして、次のページの第2項におきましては、障がいのある方などからの相談に応じることができるような相談体制の整備と障がい者の家族に対する支援を適切に行うよう書かれているところであります。

以上をもちまして、相談に関する説明を終わりますが、委員の皆さま方におかれましては、この後のグループ討議におきまして、どのようにすれば障がいのある人が抱える悩みなどを解決の方向へ導けるのかということを議論していただきまして、条例案に明記すべき事項を決めていただければと考えております。以上でございます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。では、今までの事務局の説明の中で、皆さま、何かご質問がありましたらどうぞ。手をあげてください。はい、藤内委員、どうぞ。

(藤内委員)

藤内です。先ほど、資料の3ページのところから4ページにかけてなんですが、相談員の設置の関係で、これを見ますと身体障害者相談員と知的障害者相談員は設置されているんですけども、精神障がい者の相談員の設置はないんですが、その点のない理由と今後の市のお考えをお聞かせください。お願いします。

(萩野部会長)

それについて、事務局。

(水口補佐)

3ページの3番であります。身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法により相談員を設置しているところであります。精神障害者福祉法においては、まだ定められておりません。私の知る限り、精神の相談員を設置している市町村はまだありませんけれども、これからの方向として、当然そのような方向になるのではないかと、国自体がですね、そして各市町村が設置すると、という過渡期ではないかと把握しております。以上です。

(萩野部会長)

藤内委員、いいですか。ほかに。はい、北地委員。

(北地委員)

2点ほどお願いをしたいと思います。まず、先ほど1ページから説明がございましたけれども、まずひとつ意見として、22年度の実施状況が記されておるわけですが、できますれば直近の資料がいただきたいということが、1点。

それから2ページの資料でいきますと、利用者数が791件、10,696件ということで、先ほど、相談状況、別紙添付資料の中でご説明をいただきました。ではこの添付資料の中で、791名の内訳をご報告をいただきましたが、また、その下にどういう内容が多かったのかという、多い順に記していただいご説明をいただきました。私の方からご質問をしたいのは、これはすべて来所されたのか、電話も含めているのか、訪問もされておるのか、まず1点目、その相談のあり方についてご質問をしたいと思います。それから、これは委託事業でございますから、2ページに戻っておりますから、4事業所ということであるわけですが、せつかくの機会では24年の4月1日からという文章もあるわけですから、24年度から自立支援法の昨年の改定によりまず、いわゆる市町村が選ぶことができる特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、別府市は6事業所、重ねてあると思いますから、そこいらへんも皆さま方にご説明をいただければという2点、お願いをいたしたいと思います。以上です。

(萩野部会長)

事務局、今のことについて。

(水口補佐)

はい、お答えします。まず1点目です。来所、訪問等の件数であります。次に2点目であります、4月1日からの整備法に基づきまして大分県が指定する相談支援事業所を別府市が、市町村が指定するようになっております。そのこと自体は障がい者ご本人さま自体にとってなんら変化はないでありますけれども、4月1日から全ての障害福祉サービス、それから地域生活支援事業を利用する場合において、地域生活支援事業については一部でありますけれども、その場合においては、指定相談支援事業所、先ほど北地

委員がおっしゃった、その事業所でサービス等の計画を立てなければならない、という点が一番大きな変更の点であります。これまでも大分県が指定相談支援事業所を指定しておりまして、それが市のほうに変わったと、指定相談支援事業所が4月1日現在で6箇所の事業所がございます。そして、委託をしている、市の相談支援事業における相談支援事業所でもありますけれども、これは4箇所、先ほどご説明したとおりであります。以上です。

(北地委員)

今のは丁寧な説明でないと思います。もう少し、今、私が電話相談と訪問と来所を含めてどの程度かというふうにお聞きしました。そのことについて、もう少し詳しく、丁寧な説明があつていいかと思います。以上です。

(萩野部会長)

個別はわかっているの。

(北地委員)

なければ次回でも結構です。

(萩野部会長)

個別のは、ちょっと資料がないということですから。はい、ほかにありませんか。なければ次に進みます。次の説明を事務局、お願いします。

(水口補佐)

それでは、続きまして、在宅福祉に関しまして、ご説明をさせていただきたいと思えます。資料1の5ページをお開きください。ここでの市民からの意見であります、大きくは、「どのようなライフステージにおいても対応できるよう支援してほしい」や「経済的支援をしてほしい」という意見にまとめることができるのではないかと思います。

また、昨年度策定いたしました障がい福祉計画を策定中でのアンケート調査におきまして、91人の障がいのある方から、地域で安心した暮らしをしていく上での抱えている問題や課題に関する意見をいただいておりますので、本日、別冊資料という形で、委員の皆さま方だけに配布させていただいております。この資料の表紙には、主な意見

の分類としまして、その件数を表示させていただいておりますけれども、在宅福祉に関する意見といたしましては、経済支援の8件と在宅支援の6件が該当する分野であります。既に議論が終わっています項目に関する意見もございますけれども、そちらにつきましては、第8回、それから第9回のまとめの回もまだありますので、着目すべき意見がありましたら、その際に活用していただければと考えております。

それでは、こういった意見がある中で、市はどういった取組みをしているのかと申しますと、次の6ページをお開きください。こちらの1でありますけれども、障害者自立支援法におけます自立支援給付であります。ここでは前回までの会議で説明したサービスも含めて記載していきまして、そちらのサービス種類にありますように、居宅介護から次の7ページの補装具費までを支給しているところであります。この自立支援給付に要する経費が障害福祉課が実施する事業の中でも事業費が最も大きいものとなっております。その額につきましては、平成22年度の決算額で約19億6千3百万円となっております。

次に、その下の2でありますけれども、こちらは、今説明しました自立支援給付と並びまして、障害者自立支援法に規定されますもうひとつの事業であります地域生活支援事業の実施状況であります。こちらにつきましても、前回までの会議で説明した事業を含めて記載させていただいております。そちらの事業名にありますように、相談支援事業から次のページのその他社会参加促進事業までの20の事業を別府市では実施しているところであります。こちらの事業につきましても多額の経費がかかっておりまして、その額はと申しますと、平成22年度の決算額で約1億8千3百万円となっているところであります。

その次の3であります。児童家庭課が窓口となっています特別児童扶養手当についてでありまして、認定請求の受理等の事務を行っているところであります。

次の9ページをお開きください。4の特別障害者手当等の支給につきましては、障害福祉課が行っておりまして、2、5、8、11月の各支給月に対象者に対して手当を支給しているところであります。平成22年度におきましては、3種類の手当の合計で、320人の方に約8千3百万円を支給したところであります。

続きまして、その次の5番であります。福祉手当と福祉タクシー手当の支給についてでありますけれども、福祉タクシー手当は第5回会議で説明をさせていただきましたので、ここでは割愛させていただきまして、福祉手当について説明させていただきます。そちらに記載しています各障がい種別の各等級ごとの年額を毎年3月に対象者に対し

まして、福祉タクシー手当と一緒に支給しているところであります。平成22年度におきましては、福祉手当と福祉タクシー手当の合算で、6,487人の方に約4千7百万円を支給したところであります。

次のページに入りたいと思います。10ページをお開きください。6番であります。交流と移動・交通手段のところの説明いたしました、リフト付タクシー料金に対する助成であります。

そして、次の7であります。こちらは、福祉電話の貸与でありまして、電話を保有していない重度の身体障がい者の方に、電話の設置費用や一定程度の通話料を公費で負担することで、その方の安否確認や緊急時の連絡手段を確保するというものであります。今は、以前と変わりました、電話を持っていないという方もあまりいなくなりましたので、平成22年度末現在でのこの事業の利用者は10名という状況であります。

次の8につきましては、聴覚障がい者用のファックスに対する助成事業であります。ろうあ者が装置を設置する場合のその費用であったり、使用した料金の一部を助成するという内容でありまして、平成22年度の助成者数は5名であったところであります。

そして次の11ページに進みたいと思います。こちらの9は、水道局が行っています水道料金の福祉還付制度でありまして、経済的負担の軽減という観点から、対象世帯の水道料金について、基本料の半額を還付しているところであります。

次に、その下の10でありますけれども、軽自動車税の減免や住民税における控除は課税課が行っておりまして、ある一定の方に対する軽や普通車の減免手続きの過程に必要な書類の調製でありましたり、NHKの受信料免除や高速道路の通行料金割引に対する実施主体への協力、これにつきまして、障害福祉課で行っているところであります。

続きまして、11の心身優待入浴券であります。これは、9箇所の市営温泉に年間180回まで無料で入浴できるという券を配布しているところであります。平成22年度におきましては、720名の方に配布したところであります。

それでは、次の12と13でありますけれども、教育委員会の取組みでありまして、12はスポーツ健康課におけます市営温水プールの使用料の免除、13は生涯学習課におけますコミュニティーセンター入浴料金割引券の交付であります。

以上が、在宅福祉に関する市の取組状況でありましたが、今説明しました以外に、第3回会議での委員からの事前意見におきまして、議論に必要な資料であったり、聞きたい状況がでていましたので、ここでその説明をしておきたいと思います。

配布資料の4をお開きください。ショートステイとグループホームの整備状況について

て、大分市との対比が聞きたいということでありましたので、この資料を作成しております。これは、大分県が発行しております障がい者福祉のしおりを基に作成しまして、平成24年4月現在での短期入所と共同生活援助を実施する事業所数を示したものであります。何をもちまして、その数が妥当なのかどうか、ということは単純には言えませんが、人口と面積を引き合いにしますと、それぞれ約4倍違いますので、大分市と比較するとこういった差がでてくるのではないかと、そう考えておるところであります。

次に、配布資料の5をお開きください。平成20年度から平成23年度までに施設から地域生活へ移行した人数が聞きたいということがありましたので、この資料を作成しております。これは、平成24年3月に大分県が策定しました第3期の県障がい福祉計画を基に作成させていただいております。大分県におきましては、平成18年度から平成22年度までの5年間で221人の方が地域生活へ移行したとされております。国の指針におきましては、平成17年10月1日現在での施設入所者の10パーセントを平成23年度までに地域生活へ移行するという目標が示されておりますけれども、大分県におきましては、平成22年度までに9.9パーセントが地域生活に移行しております。目標値に近づいているという状況であります。

それでは、続きまして、障害者基本法の規定を確認しておきたいと思っておりますので、再度、配布資料の6-1をお開きください。まず、第15条であります。ここでは、障がいの自立と生活の安定に資するという目的で年金や手当などの施策を国や地方公共団体に講じるよう書かれているところであります。次のページをお開きください。次は、24条でありますけれども、こちらには、経済的負担の軽減に関する規定が置かれていて、具体的には、国や地方公共団体に対しまして、税制上の措置や公共的施設の利用料等の減免を講じるよう書かれているところであります。

以上をもちまして、在宅福祉に関する説明を終わりますけれども、委員の皆さま方におかれましては、この後のグループ討議におきまして、障がいのある当事者が求めていることは何なのか、そして、その求めに対する支援はどういった形がよいのかということについて議論していただきまして、条例案に明記すべき事項を決めていただければと考えております。以上でございます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありましたので、それについてのご意見を聞きます。どなたか委員の方で、ございませんか。はい、徳田委員。

(徳田委員)

徳田です。今、説明いただいた配布資料4についてなんですが、ここで別府市の場合にショートステイが5事業所、それから共同生活援助が5事業所とあるんですけど、これは障がい種別ごとに、どういう障がいについてショートステイで利用できる事業所がいくつ、あるいはグループホームがいくつなのか、それがもしお分かりであれば教えていただきたいです。

(萩野部会長)

ちょっとお待ちください。

(水口補佐)

お待たせいたしました。まず短期入所について、お答えさせていただきます。

主たる対象ということになりますけれども、事業所のほうで主たる対象を届出をだしているものについて、お知らせいたします。まず2箇所が身体のみ、主たる対象が身体障がい者ですと、2箇所が届出をしております。それから身体と知的と障がい児、それが主たる対象ですよという届出が2箇所ですね。それから障がい児だけという届出が1箇所、計5箇所ということになります。

それからグループホームにつきましては、これは、主たる対象としては、主に精神、5箇所とも精神。4月1日現在になりますけれども、になっております。以上です。

(萩野部会長)

はい、徳田委員。

(徳田委員)

徳田です。そうしますと、特に重度の、知的にしろ、それから身体にしろ、重度の障がいがある方に関しては、ショートステイの利用できる所というのは、この中に含まれるのでしょうか。それが第1点です。

それから確認ですけど、グループホームとしては精神以外には別府の場合にはグループホームはないということよろしいでしょうか。

(水口補佐)

はい、お答えします。まず、ショートステイからでありますけれども、ご存じのように西別府病院もその事業所のうちのひとつの中に入っております。先ほど説明しました障がい児のみを主たる対象としているところが、この西別府病院でありまして、西別府病院は療養介護をやっておりまして、重度のお子さんを支援できる施設であります。そういう点で、重度の方も利用できるかと把握いたしております。同じように整肢園、めじろ園におきまして、身体、知的、障がい児を主たる対象としておりまして、こちらにも医療機関を備えた施設であり、重度の方を短期入所できる施設であるととらえておりますけれども、ただ、事業所によってですね、個人個人の特性に応じてどなたもよろしいですよと答えが返ってこない場合もある、そういったお答をいただいたこともありますので、ケースバイケースであろうかとは思いますが。

それから、グループホームでありますけれども、種別を問わないということは、今年度中に開始する予定を聞いております。というのが現状であります。そして、グループホームにつきましては、先ほども言いましたように、主たる対象という考えはありませんけれども、障がいを分けて対応するという事は考えられておりません。それぞれの障がいを対応しなさい、というような指導を受けているところであります。以上です。

(萩野部会長)

はい、徳田委員。

(徳田委員)

もうひとつ質問したいのは、こういうショートステイ、グループホームの事業所に対して、別府市独自に財政的な援助だとかそういう仕組みはあるのでしょうか。

あるいは、新しく建設する際に補助金の交付等の制度があるのでしょうか。

(水口補佐)

はい、お答えします。もちろん利用された方に対する報酬というものは国県市が交付しているところでありますけれども、あと、社会福祉法人への施設整備につきましては、国県の補助を受けられる方については、市のほうで助成するという制度がございます。以上です。

(萩野部会長)

ほかに。はい、北地委員。

(北地委員)

北地ですが。2点ほどお願いしたいと思います。まず1点目、10ページの6番、ご説明ありましたけれども、リフト付タクシー料金に対する助成であります。このことについて、まず、何事業者に対していくらかの補助をされておるのか。分かれば、何台、台数ですね。だいたい大きな普通車から軽自動車までであると思いますけれども、そこら辺が1点。

それから、今、7ページから12ページまでに亘るご説明をいただきましたけれども、別府市として、市独自でこれを行っているんだというふうなところがあればご説明をいただきたい。以上です。

(萩野部会長)

事務局。

(水口補佐)

はい、お答をいたします。リフト付タクシーの事業者、別府市は3の事業者ですね。台数は9台。3事業者合わせて9台。24年度の予算は、14,844千円の予算になっております。

そして次に、別府市の特徴ですか。単費の事業としましては、福祉手当、タクシー手当であります。以上です。

(萩野部会長)

ほかにありませんか。はい、村野委員。

(村野委員)

村野です。資料5について教えていただきたいのですが、入所の方が地域生活に移行されたということなのですか、単年度の集計はこういうことなのでしょうが、その後ですね、地域生活に移行された方が戻ってきたとか、そこまでの調査とかをされているのかというのが1点と、もうひとつ、もしお調べであれば、その地域生活

に移行された方々がどういう環境に入られたのか、ご家族の下に戻られたのかとか、それともお一人で生活ができるようになったのだとか、そういうところまでもしお調べであれば教えていただきたいなというふうに思います。

(水口補佐)

資料5につきましてはですね、第3期の大分県障がい福祉計画より抜粋をしたものがありますので、詳細については、把握までには至っておりません。

それとですね、施設から自宅あるいは、地域に移行して生活をされる、そして、すぐ戻ってしまう、そういった方もカウントしているのかどうかということでもありますけれども、そういった方々も把握しておるのは、カウントしているのは県の資料にあったところですけど、これについても県の考えで統計をしたものでありますので、申し訳ありませんけど、よろしく申し上げます。

(萩野部会長)

県のほうに問い合わせれば分かるわけですか。

(水口補佐)

そうですね。答えはでてくるかもしれません。

(萩野部会長)

今日の段階では、県のほうがやっているものですから、分からないということです。

(村野委員)

別府市独自の集計はされているのですか。

(水口補佐)

地域移行というのがですね、県の事業でありまして、その集計というのは、県のほうにお任せしているところであります。

(萩野部会長)

大事なことですから、今日じゃなくてもいいので、1回調べられんのかな。

(水口補佐)

それでは、可能な限り、内訳資料を次回提供できればと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

(萩野部会長)

今日の段階では、詳細は分からないということですので、1回、市のほうから県に尋ねて、後日でも資料にまとめられたらまとめてください。ほかに、ございませんか。なければ次に行きます。次の説明をよろしく申し上げます。

(水口補佐)

それでは、続きまして、配布資料1の13ページをお開きください。情報に関するあります。

まずは、市民からの意見であります、こちらを大きくまとめますと、障がいの特性に応じたということ踏まえた上で、ここの市民からの意見の一番上にあります意見、「情報を早く、わかりやすく伝えるとともに、受け取りやすくしてほしい」ということになるのではないかと考えております。

それでは、こういった意見がある中で、市はどういった取組みをしているのかと申しますと、障害者自立支援法による地域生活支援事業といたしまして、奉仕員養成研修事業を実施しているところであります。具体的には、手話と要約筆記の奉仕員の養成を大分県聴覚障害者協会に委託して実施いたしております、その受講状況につきましては、次の14ページをお開きください。平成22年度におきまして、手話が38人、要約筆記が4人であったところであります。

次の2でありますけれども、こちらも地域生活支援事業としての取組みでありまして、コミュニケーション支援事業を実施しているところであります。事業内容といたしましては、2つの事業を実施しております、ひとつは、障害福祉課に手話通訳者を設置しているということであり、もうひとつは、大分県聴覚障害者協会に委託する形で、手話通訳者の派遣を行っているところであります。

その下の3につきましても地域生活支援事業としての取組みでありますけれども、こちらは、希望者に点字の市報を提供しているというものであり、平成22年度末現在での利用者は24名という状況であります。

次の4は、この条例制定作業部会の開催状況も掲載していますけれども、ホームページという媒体を用いまして、情報提供に努めているところでございます。

最後の5でありますけれども、こちらは、日常生活用具といたしまして、情報・意思疎通支援用具を給付しているところであります。具体的には、15ページから16ページにかけて、対象種目を掲載しておりますけれども、こちらに掲載した種目は、平成22年度に給付実績のあった種目でありますので、これが全ての種目というわけではありません。そして、その給付実績でありますけれども、16ページをお開きください。こちらに各種目ごとに掲載しております、平成22年度に限らず近年におきましては、視覚障がい者用の拡大読書器の給付が多いという状況であります。

では、またここで、情報に関する障害者基本法の規定を確認しておきたいと思っておりますので、再度、配布資料の6-1をお開きください。まず、3条でありますけれども、こちらには、障がい者が基本的人権を有する個人としての尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することが確認されておきまして、こちらの第3号には、手話を含んだ意思疎通手段の選択の機会の確保と情報の取得又は利用手段の選択の機会の拡大が掲げられております。そして次に、第22条でありますけれども、こちらの第1項におきましては、障がい者が意思疎通しやすいような施策を講じること、第2項では、非常事態における情報伝達と情報化の推進をするにあたっての障がい者への配慮について書かれているところであります。

それでは、以上をもちまして、情報に関する説明を終わりますけれども、この後のグループ討議におかれましては、配布資料の9といたしまして、今日の議題に関係します6自治体条例の実体規定を配布しておりますので、そちらも参考にしていただければと考えております。以上であります。

(萩野部会長)

ありがとうございました。ただ今の説明の中で、質問がありましたら、いらっしゃいませんか。はい、北地委員。

(北地委員)

14ページで、ちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。情報の問題というのは、障がい者、障がいのない人もそうありますけれども、知る権利ということで、情報と絡めて大変重要な部分だと思います。特に厚生労働省等が発表しております実態を見ま

すと、情報を得るための手段として、やはり広報、特に別府市の場合、市報についての役割といたしますか、大変重要なものがあるわけです。関連をいたしまして、14ページのご説明ありました3項なのですが、点字・声の広報等発行事業、ボランティアで点字の広報というのは存じ上げておりますけれども、聴覚障がい者に対する声のテープというのは実際はどの程度でしておるものなのか、まず、お伺いをしたいと思います。以上です。

(水口補佐)

点字につきましては、これはボランティアではなく委託事業として、委託料を支払ってお願いをしております。

次に声の広報でありますけれども、別府市の公式ホームページからでも聞き取ることができるのも併せてありますので、昔ながらのテープというのも、この場では正確な数字というのはでておりませんが、そういった状況であります。

(北地委員)

意見として申し上げておきたいと思います。今、パソコンでですね、音声をというご発言がありましたけれども、聴覚障がい者にとってですね、やはり、全ての方がパソコンというわけにはなりませんし、ご高齢の方も多々いらっしゃいますので、そういう点で、市報、これについてはもう少し検討をいただきたいなというふうに思っております。後ほどの皆さん方のお話の中でも、でるかと思えますけれども、例えば市報の中で電話番号はでておるけれどもファックス番号がでていない。問合せするにしても、なかなか、聴覚障がい者の方は問合せすることもできないという現状があるかと思えます。そこら辺、意見としてお聞きをいただければと思います。以上です。

(萩野部会長)

ほかにございませんか。はい、村野委員。

(村野委員)

村野です。かなり、聴覚障害者協会さんに委託をしてボランティアさんの養成等を行っていると思うのですが、先ほど、障害者基本法の22条の2の災害時のその他、情報が正確に伝えられるようにということ視野に入れて養成された方々を災害時に

派遣していただけるような、そこまでの踏み込んだお話し合いができているのかどうかというようなところの確認をしたいというふうに思います。

(水口補佐)

今、構築中であります。別府市においても、災害時での支援については、構築中であり、聴覚障害者協会のほうでもそういった支援を構築をやられておりますので、そこでさらに連携をしていきたいという姿勢であります。以上です。

(萩野部会長)

村野委員、いいですか。ほかにございませんか。なければ、最後、次の説明をお願いします。

(水口補佐)

それでは、説明を続けさせていただきます。グループ討議前の最後の説明になりますので、ちょっと説明のほうが長くなるかもしれませんが、もう少しご辛抱いただけたらと思います。第4回会議から本日までにおきまして、事務局から各項目ごとに具体的な市の取組状況を説明をしてきましたけれども、障害福祉課が実施しています事業につきましては、委員の皆さまにもどのぐらい経費が必要なのかを知っていただきたいということもありまして、資料の中に平成22年度の決算額を掲載してきたところがあります。しかしながら、資料の構成上、個別の事業ごとに掲載してきておりましたので、委員の皆さま方からしてみましたら、全体を把握しづらかったのではないかと思うところがあります。それを補足する意味でも、配布資料の7を作成させていただいたところがあります。それではこれから、その説明をさせていただきたいと思いますので、配布資料の7をお開きいただきたいと思います。

まずは、この表についてご説明いたしますと、地方公共団体の予算は地方自治法の規定に基づきまして調製されるわけですが、別府市の予算の費目の中には、障害者福祉費というものがござります。この費目に計上されています予算は、その全てが障害福祉課の実施する事業に要するものでありますが、それに係る平成22年度の決算額とその財源をまとめたものがこの表ということになります。それでは、簡単に資料の構成をご説明いたしますと、表の左から右にかけまして、これまでの会議で説明してきました事業に要する経費とその財源、そして、説明した会議での資料のページ数を参考まで

に掲載しております。市が実施する事業といたしますのは、皆さまもお分かりとは思いますが、毎年度同じとは限りません。すなわち、臨時的な事業や経費も当然あったりいたしますので、そういった経費は下のほうに掲載させていただいております。それでは、平成22年度におけます障害者福祉費の決算でありますけれども、合計額は約27億3千万円でありまして、それに要する一般財源は約9億3千万円となっております。

参考といたしまして、別府市の普通会計決算額の合計を一番下に表示しておりますけれども、その合計に対します障害者福祉費が占める割合につきましては、決算額ベースで6.3パーセント、一般財源ベースで3.4パーセントというふうになっております。

ここで、部会長にお願いです。委員の皆さま方にお伺いしたいことがあります。部会長、よろしいでしょうか。

(萩野部会長)

はい、どうぞ。

(水口補佐)

ありがとうございます。というのはですね、これまで、委員の皆さま方がまとめてこられました条例案に明記すべき事項でありますけれども、これを実現するとなりますと、今以上に財源が必要だなあというふうに事務局では考えているところであります。そこで、そのことについて、委員の皆さま方はどう考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいということでありまして、配布資料の7でありますけれどもこれを基に具体的に言いましたら、条例に基づく事業を実施するにあたりまして、決算額ベースで27億3千万円以上の予算が必要だ、そう思われる方は挙手をお願いしたいと思います。

(萩野部会長)

どうですか、今のことについて。

(北地委員)

議長、もう少し目的を詳しく言っていただきたいと思います。

(萩野部会長)

挙手の前に質問。

(水口補佐)

その挙手によって、この後のご説明が続くわけでありませけれども、平口で言いました、27億3千万円という22年度の決算ですけれども、これ以上の、この条例を施行するにあたって、それ以上の予算が必要になるのかどうかという、単純なお伺いなのですけれども、委員の皆さま方、即答していただくのもなんですので、続けさせていただきたいと思います。

27億3千万円の予算が、これ以上必要であるとした場合ですね、税などの一般財源がどこからともなく自然に増えるというわけではありませんので、条例に基づく事業を実施するにあたっては、現行の歳出を減らして、財源を捻出しなければならないということになります。そして、それは少なからず市民の皆さまの生活に影響を与えるということになってくるということでもあります。

財源の捻出の仕方についてでありますけれども、要は、平成22年度ベースでいいましたら、普通会計合計の約274億円の使い方を考えるということになるのですけれども、この資料7に掲載しています障害者福祉費に計上された事業に限らず、市が実施する事業で、まったくもって完全に無駄な事業というのではないと考えておりますので、事業を実施するということは、何かしら市民の誰かのために役立っているものでありますので、後は、その効果がどうなのかということ。そしてもうひとつは、第5回会議におきまして、北地委員が道路整備に関しておっしゃっていましたが、優先順位は適当なのかという考え方になってくるものではないか、そう考えております。そういう考え方で事業実施することが、限られた財源を有効に活用することにつながっていくものと考えております。

財源の話は、障害者福祉施策を含めた市全体の話になりますので、ここで、具体的な議論は当然できないのですけれども、これからお話しすることは、あくまでも例えばの話ということで、お聞き願いたいと思います。

もう少し踏み込んだ話になりますけれども、先ほど、財源の捻出の仕方は、普通会計合計の274億円の使い方を考えることだと言いましたけれども、その274億円のうち9億3千万円は現行の障害者福祉費に要する一般財源であります。当然、市民の皆さま方から納めていただいた税金などの一般財源の使い方がよいのかどうかということを考えるにあたりましては、聖域といったものはないと考えております。ですから、障害者福祉施策以外の施策をどうこう言うよりもですね、まずは、この9億3千万円の

使い方がよいのかどうか、具体的には、現行実施している事業が事業目的に沿った効果が得られているのかどうかを見極める必要があるというふうに考えております。

それでは、ここで、この表の各事業ごとの決算額を見ていただきたいと思うのですが、一番下の臨時的経費を除きましては、決算額の大きい順から、先ほども説明いたしました自立支援給付、重度医療、地域生活支援事業、特別障害者手当というふうになっておりまして、この4つの事業、すべて特定財源のある国や県の負担又は補助事業というふうになっております。ちなみに、障害者福祉費の合計に対するこの4事業が占める割合でありますけれども、決算額ベースで約94パーセント、一般財源ベースで約86パーセントという状況になっておりまして、全体のそのほとんどを占めていることが分かります。それでは、この4事業を見つめ直すことで、財源を捻出することができるのかどうかというところでもありますけれども、重度医療と地域生活支援事業については、若干なりとも見直す余地というものはございますけれども、自立支援給付と特別障害者手当については、法定のものでありますので、そういった余地はございません。つまり、障害者福祉費のほとんどは、政策に関係なく義務的に支出されるものがほとんどであるということがわかってくるわけでありまして。

それでは、そのほかに着目する点はあるのかと申しますと、この表の上から4番目の事業、福祉手当と福祉タクシー手当であります。これは、別府市が完全に単独で実施しています事業でありまして、本日も説明いたしましたとおり、年1回、3月に対象者に手当を支給しているところであります。

それでは、ここで、この事業が事業目的に沿った効果が得られているのかどうかでありますけれども、配布資料の1の9ページをお開きください。こちらは、先ほどもご覧いただきましたページでありますけれども、ここに掲載していますとおり、この事業の目的は、社会参加の促進と福祉の増進であります。福祉の増進はこの事業に限らずすべての事業における共通の目的でありますので、ここでは、福祉手当と福祉タクシー手当を支給することで障がい者の社会参加が促進されているのかどうかというところがポイントになるのではないかと、そう考えております。

そして、次に、手当の額でありますけれども、そちらの表の金額が1人当たり1年間に支給される金額であります。月割になる人を除きましては、福祉手当と福祉タクシー手当を合算しますと3千円から一番多く受ける人で1万8千円というふうになっておりまして、単純に平成22年度の支給状況で平均しますと6,487人の方が4千7百万円の支給を受けておりますので、1人当たり1年間に支給を受ける金額は、約7,3

00円ということになります。つまり、平成22年度における障害者手帳所持者数が約8,700人であるため、障害者手帳を持っている人の約75パーセントの人が平均7,300円の手当の支給を受けているということになります。

この手当でありますけれども、支給した後につきましては、それを何に使用したのかななどの報告を求めているものではありません。ですから、平均で言いますけれども、1人当たり7,300円を支給することによって、手帳所持者の75パーセントの人の社会参加が促進されているのかというのは、まったくわからないところであります。さらに、その金額が1年間の金額ですから、それほど多くはないというふうに考えられますので、事業効果としてもそれほど上がっていないのではないかとこのように捉えております。

それでは、ここでまた、配布資料の7にお戻りください。今、具体的に福祉手当と福祉タクシー手当について触れましたけれども、1人当たりの支給額は少なくとも、支給者数が多いわけであるため、この表の上から4番目にありますとおり、事業実施には単年度で約5千万円近くの一般財源を要します。

さて、ここからの話でありますけれども、これは仮の話であります。この手当の事業効果が薄いということになれば、この約5千万円を外の事業に有効活用できないだろうかといった発想も生まれてくるものではないか、そう考えております。

例えば、第5回会議の生活環境グループのまとめの中で、「市は、グループホームの整備に対して補助金を交付することなどに努めるべきだ」という話がでておりました。補助金を交付するということは、予算が必要であります。そして、当然、市の単独事業でありますので、一般財源が必要となってきます。その一般財源は、空から突然降って降りてくるものではありません。税収が突然増えるというわけでもありません。では、どこにその財源を求めるのか。福祉手当の支給を3年間我慢していただければ、約1億5千万円の財源が捻出できるというところでもあります。このような金額を補助することができるような財源を確保することができるというわけでもあります。すなわち、1人当たり、1年に7,300円、3年間で21,900円を我慢していただくことで、この同じ障がいのある人が望むグループホームが建ち、親亡き後の問題の解決にも結び付くということになろうかと考えているところであります。このような考え方こそが、財源を有効活用する事業の優先順位付けなのではないか、そう考えております。

例えば、このような考え方で展開していくにあたりまして、今、福祉手当の支給を受けている障がいのある人たちの理解というものが、絶対に欠かせないということであ

ります。障害者福祉施策に限らず世の中全体のこととしまして、ひとつの物事をするに当たって、100パーセントの人が賛成するということはありませんけれども、実施する側といたしましては、説明責任を果たすということは当然でありますので、行政としてしっかり説明させていただいて、理解をしていただくよう努力をするということでもあります。そこで、皆が協力して、お互いを思いやり、そして支え合うことができるのかどうか、そういったところが、この条例の真価が問われるところなのではないか、そういうふうに考えております。

大変長くなりましたけれども、要は、条例ができた後の現実といたしまして、必ず財源というものが必要となってくるわけでありますので、それをどうやって調達するのかということを行政だけに限らず、市民の皆さまも一緒によく考える必要がでてくるということをお伝えしたかったところであります。以上で説明を終わらせていただきます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。大事な財源の問題がでてまいりました。今の説明についての質問、どうぞ。はい、北地委員。

(北地委員)

北地ですが、例えば、仮の話ということでお聞きをいたしました。ただ、私のほうで、まず、意見として申し上げておきたいと思います。

先ほど、**資料7**でご説明がございました決算額の6.3パーセント、一般財源の3.4パーセント、27億の金額でのパーセントですが、現実にこのことが、障がい者が今まで、ずっといろんな意味で差別をされ、いろんなことで悩んできた中で、この3.4パーセントというのをまずどう見るのかというのが、まず1点だと思います。

先ほど来のお話しでいきますと、このことが固定をされて、結局一般財源の中で、障がい者の中で、辛抱してもらい、それでこっちに回すと、いうことは、やはり、障がい者の条例を作る私どもの立場の者からすれば、本来、あり得ないことだと、私は思っております。むしろ、冒頭に手を上げてくださいという意味がだんだんと見えてきたのですけれども、そういう点では、やはり、私どもは条例を作るということは、当然、絵に描いた餅では困るわけですが、当然お金はかかりますけれども、そのことは、やはり、私どもがいろんな場でお話しをこれからも申し上げることはあろうかと思っておりますけれども、市民の方々に、ご理解を得ながら、私どもはこの3.4を固定的に見るの

ではなくして、むしろこれを上げてもらうという方向ですね、考えていくということが私としては基本だと思っております。そのために、私どもの市民の代表である市議会もあるわけですから、そこで論議をしていただくこともあってくるものと思っております。意見として、今のところは申し上げておきます。以上です。

(萩野部会長)

はい、徳田委員。

(徳田委員)

徳田です。私も北地委員と同じ意見ですけれど、この作業部会がやらなければいけないことは何なのかということを考えてみた時に、先ほどからの事務局の問題提起というのはですね、いろいろ要求だすのはいいけどお金がかかるのをちゃんと考えろよというふうにはしか聞こえないんですよね。私どもはそこまで考えるものとして、この作業部会を作ったのでしょうか。私にはそうは思えないですよ。この作業部会の前提として、最初に何回も確認しましたけれども、障がいの社会モデルということを経験として、今後の障がい者が安心して暮らしていけるあり様をそれを皆で討議してつくっていくということだったのではないかという感じがするのです。その障がいの社会モデルという観点に立つと、合理的配慮をしないことが差別だという形になってきて、本当に障がい者が安心して暮らしていけるようにするため、行政なり社会なりがそういうふうにするのが義務付けられているという考え方に立って、障害者制度のあり方を見直していくというのが、今回の条例をつくっていく、作業部会の前提だったのではないかという気がします。そうだとすると新しい考え方に立って、これからどんなことが必要なのかということを経験してそれをまとめていくのがこの作業部会の役割ではないかと私は理解してきました。それで当然財源が必要になるということは、私たちは分かっています。その際に、じゃあ新しい財源をどうするのかとか、これまでの社会福祉予算のどこをどう削るのかというところまで我々に検討しろと言われたら、それは我々にはできません。それこそ市の、行政やあるいは議会のお仕事ではないかと私は思うわけですよ。我々なりにこういうことがあるべきだ、条例に盛り込む、確かに理想論ばかりをみんなが述べていて、こんなことやっていたら財政が破たんするよという問題意識は持たれるのかもしれませんが、まずはこの作業部会で、どんなことを条例に盛り込んでいくべきかということを経験して議論した上で、そこでまとめたものをおそらく市のほう

で内部で検討されるでしょう。その時に当然でてくるのは財源論ということをお我々は分かって議論しているのです。そこで、その財源論とかほかのいろんな施策とかの優劣だとか、そういうところで市のほうが、私どもが作り上げた条例案については、いろんなことをだしてこられると思うのですね。そこで再度私どもと議論をしていく、あるいは議会、あるいはもっと私がお願いしたいのは、こういう作業部会で条例づくりをしているということをもっと市民の方に広報していただきたいわけですよ。あなたたち障がいを持った人たちに関係している人たちだけで勝手なことをするんじゃないよという議論にさらしてほしいのですよ。その中で私たちは市民の方たちの厳しい意見と議論をしながら本当に別府市にとってどういうまちにしていくのかという議論を深めていく中で、この条例というものができていきたいというのが、思っているんですよ。そういう市民との対話だとか、あるいは市のいろんな行政部局との問題だとか、議会との間の問題だとか、それに至る前にここです財源論に絡んで、どう考えるのかと答えだされるのがですね、私はこの作業部会のあり様に非常に大きなブレーキをかけることにしかならないのではないかと。ですから、財源問題はありますよという問題を提起していただいただけにとどめたほうが私は、いいんじゃないかと思えます。

(萩野部会長)

徳田委員から大事なお話しができましたけれども、行政として、事務局、これからどうすると何かあったら言って。

(水口補佐)

はい、お答をいたします。そうですね、非常にもっともな発言をいただきまして、ありがとうございます。

そうですね、行政と議会の仕事、順番があるんですよということは理解をしました。共通認識としましてですね、お伝えをしたかったというところでもあります。

それから、こういった時代であります。無駄な部分は削って、それを活かしていくと。財源につきましてはですね、それが、ベースとなっておりますので、聖域というのは今の時代にはなかなかありません。それをお伝えしたかったということでもあります。今後の部会、今おっしゃっていただいたご意見を活かして進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

(萩野部会長)

財源の問題は、皆さんにどうこう言われても私も全く徳田委員が言われたように、我々にはどうしようもできません。ただ、今言われたように、市民とですね、いろんな議会なり、あらゆる人と相談しながら、財源問題は、やはり我々作業部会が言ったことについては、実現できるように確保してほしい、それしかないと思うのですよ。だから、それは皆さん方でいろいろとお話しをしながら訴えていきたいと思っております。あんまり財源ばかりにこだわっていても先に進みませんので、とにかく我々は障がい者のためにどういう条例を作るかということが大事ですから、その辺屈託のないご意見を言っていてですね、きちっとこの部会でまとめてだしていきたいと思えます。財源の問題は、行政で考えていただきたいと思えます。そう私個人的に思えます。ほかにございませんか。はい、河野委員。

(河野委員)

河野です。財源の件はですね、やはり、避けては通れないというふうに感じました。先ほどお話しがあった一般財源の3.4パーセント、これは、先ほどの徳田委員のお話しのとおりだと思います。私自身の個人的な考えとしてですね、先ほど徳田委員からお話しがあったように、社会モデルとしての障がい者の差別をなくすための条例づくりの中で、この条例の中身を基礎として、社会モデルとしての社会基盤整備が進むことによって、多分これから庁内の検討会議、庁内の中での検討委員会の中で、障害福祉課のみならず他の課の方々とも財源を含めたお話し合いになると思えますけれども、例えば、先ほどお話しがあったリフトタクシーの手当等の件にもありましたけれども、例えば、バスであったりとか、その他の公共交通が整備されることによって、この中の財源が少しずつ減るということは考えられると思えますし、住宅改造費等もですね、公共の住宅等のバリアフリー化が進めばですね、こういう改造費等もかからないということもあるかと思えますので、福祉の財源だけを考えるのではなくて、全体、庁内すべての課の中でですね、この障がい者の差別をなくすための条例、社会モデルを基本とした中での社会基盤整備を考えることで、削れるところは削れるのではないかなと思えますので、やはり、障害福祉の予算だけを考えるのではなくて、別府市の全体の予算の中で、どう予算を分配していくのかということですね、やはり、議論をしていく必要があるというふうに思えます。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。ほかに。はい、宇都宮委員。

(宇都宮委員)

宇都宮です。参考に聞いてください。今事務局から各事業ごとについて、この決算が妥当であるかどうかという話があるんですけども、我々、一般事業者としてはね、逆に事務局のほうからこれにお金を払ったけれども、これだけの効果があったのですよと、追跡調査をして、そして次の経費に充てるというのが大多数の一般の事業のやり方。今聞いてますと、これが妥当であるかどうかは我々にはわかりません。これは、事務局が本当は追跡調査をして、その報告を受けて、これはちょっと効果があがっていないなということを我々が聞いて、どうすればいいかということの話をするのが妥当ではなかろうかと、我々事業所としてはありますので参考として申し上げます。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。ほかにございませんか。はい、伊藤部長。

(伊藤委員)

貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。たしかに、この部会において、財源をどうこうということを全体的に話すというふうなことは非常に難しいというふうに、今、皆さんのお話を聞いていて思いました。いろんな形で障がい者の施策を考える上で、担当課としてはできるだけ現実性のあるようなことに持っていきたいという部分が若干あったものですから、どうやったら、本当にこの事業ができるのかというようなことを考えた時に、財源的に非常に厳しいというような状況もあって、今回、皆さんにご理解していただきたいなということで話があったかと思います。ただ、皆さんの意見を聞いていて、確かに障がい者のこの一般財源を3.4パーセントで固定するのではなくて、役所全体の事業費も考える中で、やはり、この障がい者予算を決定していくということも非常に大切なことですので、今後、実際に実行していく段階で、また皆さんのご意見を伺いながら、現実性のあるものとして進めていければなと思っております。よろしくをお願いします。

(萩野部会長)

ぜひ、内部で検討してですね、いずれにしても、この障がい者、あるいは福祉の財源というものは増えてくると思うのですね。それを今までの中でやるのは無理な話ですから、どんどん障がい者のために使わなならんということを、きちっと事務局のほうからも提案して、財源を確保してください。ほかにございませんか。はい、村野委員。

(村野委員)

今の、部長のお話しでですね、実効性のあるものになりたいというお気持ちがとてもうれしく思いました。その中で、河野委員も言いましたように、今私たちに提示されたものは、障害者福祉費のお金の件だけでしたので、先ほどから私たちが話し合った中では、例えば道路の問題であれば土木、そして、私なんかやっています、それこそ災害時要援護者の分とかは、それこそ危機管理課等ですね、いろんなどこの部局と関わっている内容があると思いますので、それはぜひ庁内の中で、どういうところが受け持つのかとすれば、全部がこの障害者福祉費だとか障がい者関係のところだけに行くのではないと思いますので、ぜひ実効性のあるものにするために、庁内でのその辺のやりとりであったりとか、優先順位のつけ方なんかをぜひご検討していただきたい。そのためには、私たちもできる限りそれにご協力できる資料であったり、ご提案なんかをさせていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思います。以上です。

(萩野部会長)

ほかにございませんか。なければ、ここで、休憩に入りたいと思います。休憩の後は、2つのグループに分かれて、今日は相談、情報と在宅福祉。この2つを話し合いますから、45分から始めますから、それまで休憩してください。それでは休憩に入ります。

(机と椅子を移動して、休憩)

(萩野部会長)

それでは、いつものとおり、それぞれグループで、進行係、発表係を決めてやってください。だいたい1時間半ぐらいでまとめていただければと思います。では、どうぞ、それぞれグループでお願いいたします。

(グループ長決めとグループ討論)

(萩野部会長)

それでは、大変お疲れさまでした。再開をいたします。グループでまとめたことを発表させていただきます。

まず最初に、相談、情報について、よろしくお願いいたします。

(藤内委員)

藤内です。それでは、私どもの相談情報についてのグループのまとめを発表させていただきます。

3枚ありまして、項目は7項目あります。まず、順番にいきます。1番目が、明記すべき事項として、市及び相談支援事業者は、相談及び支援に当たっては、障がい当事者やその家族の人権に配慮し、地域で自立した生活をする上で必要なサービスの情報提供並びに支援を行うこと。その考え、各種障害手帳を申請する者に対する現在の相談支援が不十分であるとする。医療や福祉サービスは多岐に亘り、急性期の当事者や家族の苦悩や混乱は容易に想像ができ、心身両面の支援及び医療費、福祉サービス費等金銭に係る助成制度の周知に関する支援は必要不可欠である。医療と介護が連携し、行政の待ちの姿勢ではなく一層の積極的な相談体制を図るべきであると考えます。精神障がいのある方への24時間365日のサポート支援を実施するための電話を含めた相談窓口の設置。

2番目、明記すべき事項、市は、相談及び支援に当たっては、事業者及び様々な相談機関や関係機関との連携を図り、総合的な相談体制の確立及びそれら相談窓口へつなぐためのワンストップ体制の家族を含めたピアサポートの仕組みを構築すること。その考え、様々な相談窓口があるために返ってどこに相談をすればよいか分からない現状があるため、現相談事業所と身近にある相談場所から必要な相談先に繋げサービス支援を行う仕組みが必要であると考えます。

2枚目です。明記すべき事項、市及び相談支援事業者は、相談及び支援の際に必要な専門技術並びに職業倫理の向上に努めなければならない。その考え、現在、別府市の委託を受けている相談支援事業所が4箇所、県からの指定相談事業所が2箇所あるが、相談件数から鑑みて、事業所数並びに相談員の人数が少ないと感じる。県は、委託の見込みのある事業所しか指定を出さないと新規の申請すら門前払いにしているが、指定相談事業所を拡充し、利用者への選択肢の拡充やより密で質の高い相談支援体制を整備する

必要があると考えます。また、事業所や相談員の質やスキル、経験の向上のため、現場に即したさらなる研修を実施すること。

次、明記すべき事項、市は、情報を利用することが困難な障がい者に対し、又はそれら障がい者をサポートする事業者に対して、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。その考え、障がい特性に合わせた合理的配慮の実施。視覚障害者協会等との連携により、点字プリンターの貸し出しやプリントアウトサービスの実施。

次、明記すべき事項、市及び事業者は、行事、イベント、研修、会議等を開催する際並びに生活に必要不可欠な情報の提供及び通信を行うときは、意思疎通が困難な障がい者に対し、それぞれの障がいの特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。その考え、聴覚障がいのある方への手話通訳、要約筆記の準備。視覚障がいのある方への配布物の点字化等、障がい特性に合わせた合理的配慮の実施。

次、明記すべき事項、市は、災害発生時や緊急時に自治会や児童民生委員、事業者等の各関係機関と連携し要援護者である障がい者に対して、その障がい特性に合わせた情報提供を迅速かつ正確に行わなければならない。その考え、避難所や福祉避難所に関する情報提供や避難支援の仕組みを整備。避難先での障がい特性に合わせた情報提供と支援を繋ぐ仕組みを作る。

次、最後です。明記すべき事項、市は、障がい者への差別や虐待が起きた際には相談及び調停を行う委員会を設置すること。その考え、差別や虐待が発生した際の解決に向けた相談窓口と解決の仕組みづくりを整備。以上であります。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今の相談、情報について、発表がございましたが、これについて、ご質問や意見がある方はどうぞ。はい、北地委員。

(北地委員)

私が座長をやっておきながら、いろいろと話ばかりして、細かい文章を見てなかったということでお詫びを申し上げたいと思います。

2枚目の上段の分でございますが、その考えの中で、別府市の委託を受けている相談支援事業所が4箇所、県からのというのをできましたら、指定相談支援事業所が2箇所ということで、この県からというのは、できたら河野さん、はずしていただきたいと

思います。

それから、もう1点は、一番下ですが、明記すべき事項、市は、災害発生時や緊急時に自治会や児童民生委員と書いてますが、正式には、民生委員児童委員という形で、行政の方お分かりかと思いますが、正式名称でお願いしたいと思います。以上でございます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。どなたかほかにも、ご意見、ご質問がございましたらどうぞ。

それでは、今、藤内委員さんから発表がありました、相談、情報については、こういうことで、条例の骨格とする事項ということでやりたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(萩野部会長)

ありがとうございます。では、次に、村野委員さんから在宅福祉について、よろしくお願いたします。

(村野委員)

それでは、在宅福祉について、話し合った内容をお伝えしたいと思います。この話し合いをしている中で、今まで皆さん方と話し合ってきたことに繋がることが多いなあと。在宅福祉が実現できるためには、今まで話し合ってきたことが、充実しないと、やはり、難しいのではないかというような議論になりました。その中で、重なるのかもしれないけれども、とりあえず、一応、明記しようということで、話し合いが進んでいきました。

明記すべき事項としては、市は、障がい者はみんな違うという理解の下、住み慣れた家において、安心して日常生活を送れるよう必要な施策を講じること。カッコとして、当事者や家族と話し合う姿勢が大切だと。そして、考え方として、きれいに文章にすることができませんでしたので、これは、一応、箇条書きで書かせていただきました。その人に合わせた個別のサービスの充実を図る。相談業務の充実を図る。親が亡くなった時の支援体制の整備。親が病気になったり、緊急時の受け入れ態勢などのサービスの整備。知的、精神のグループホームの充実を図る。在宅支援者の人材育成と保障の充実を

図る。別府市民に対して、地域で支援するという気運を醸成する。保護者が気兼ねなく話し合える場づくり。緊急時の見守り体制は、複数の方法で地域を巻き込んで行う。というようなことが皆さんの中で話し合われましたので、まとめてみました。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今の在宅福祉について、どなたかご意見ご質問がありましたらどうぞ。はい、北地委員。

(北地委員)

お尋ねをいたします。明記すべき事項で、住み慣れた家において、という文章があるわけですが、家という、一般的には地域という言い方であろうかと思えますけれども、家とあえてされたのでしょうか。地域というお考えがあったのかなというのが1点。

それからもうひとつは、特に在宅福祉という考え方でありますけれども、今の、やはり、社会福祉の考え方というのは、ノーマライゼーションの理念の中で、地域在宅という考え方が主流だと思います。そういう意味で、そこをどういうふうには押さえられたのかなあ、お話の中で、というふうなところをお聞きをさせていただきたいと思えます。以上2点、よろしく願います。

(萩野部会長)

村野委員。

(村野委員)

家っていうのはですね、別にこだわったわけではなく、今現在住んでいらっしゃる場所、地域でもそれはかまわないんだと思えます。別に、皆さん方の中で具体的に家ということ意識して使ったということではありません。

それから、在宅ということに関してのご質問なんですけれども、その辺も皆さんの中で、そこを共有をしたというよりも、皆さんたちがそれぞれ日常、在宅でそれぞれ生活をする中で、困っているようなこと、そして、それがないと安心して暮らせないというような視点で、皆さんたちで話し合っていた内容が、今この中であげられてきた状況でございます。以上です。

(萩野部会長)

いいでしょうか。

(北地委員)

やはり、条例に明記する場合に、地域在宅福祉なんだというところ辺がですね、条例の中できっちりと、基本的な考え方として位置付けていただいたらありがたいと思いました。以上です。

(萩野部会長)

地域在宅。

(村野委員)

勉強不足で大変申し訳ないのですが、具体的にこの中で、地域在宅をきちっと明記するというのであれば、どういうふうな形にすればよいのかということも合わせて教えておいていただければ、皆さん方の記憶に残ると思いますので、次に8回とかにやるときに、きちとしたことでそこが組めるのかなという思いがありますので、ぜひ、その辺を教えておいていただきたいと思います。

(北地委員)

教えるというのは、おこがましいのですが、やはり、条例でありますから、基本的な考え方として、ノーマライゼーション理念に基づく誰もが住み慣れた地域の中で安心して住み続けられるというのが、やはり、私ども社会福祉に携わるものとしても、行政としても、基本的な考え方には否定はされないと思いますので、そのことを何らかの形で明文化をしていただきたいということでございます。あとは、小さな意味での、小地域のネットワークとか、災害含めたコミュニケーションの社会をどうするかという点は附随してでてくる問題なのではないかなと思います。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございます。ほかにございませんか。

なければ、この在宅福祉について、今、発表されましたこと、それから今、北地委員

が言われましたことを入れて、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(萩野部会長)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、今度、自立支援協議会にだします資料がありますけれども、それについて、事務局より中間報告のことについて説明をお願いいたします。

(水口補佐)

それでは、最後、事務局から簡単に説明させていただきます。配布資料の8をお開きください。

こちらの資料が、6月29日に開催されます別府市障害者自立支援協議会への中間報告案であります。3月30日に開催されました自立支援協議会におきましては、第1回から第3回会議までの報告をしておりますので、今回の報告は、それを含めました第6回会議までのものとしております。一応、第8回又は第9回の会議におきまして、まとめをするというふうになっておりますので、この1ページの間でありますけれども、なお書き以降で、そういった申し送りをさせていただいております。

それでは、新たな報告内容でありますけれども、この資料8の2ページをお開きください。(2)の実体規定におけます条例案に明記すべき事項とその考えにつきまして、第4回会議以降で話し合っておりますので、議論する項目でいいましたらば、相互理解の促進、権利擁護、生活環境、雇用・就労、保健・医療、保育・教育、芸術文化・スポーツ、その他の8つの項目について、今回報告するということでもあります。そして、この2ページから14ページまでにかけて表示しています条例案に明記すべき事項とその考えにつきましては、会議の中でグループ発表していただいたものを転記しているだけでありますので、本日この場ではひとつひとつ説明することは省略させていただきたいと思います。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今、中間報告の内容について、自立支援協議会のほうに私から報告させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。はい、小野委

員。

(小野委員)

小野です。自立支援協議会で報告をされた場合には、質疑応答等はあるのでしょうか。もし、あるとすれば、説明できる人も一緒に参加したほうがいいかと思います。委員の中から何人か同席をするといった形をとったらどうでしょうか。

(水口補佐)

先ほども、部会長からお話がありましたとおり、部会長に出席をしていただいで説明をしていただきますけれども、出席いただけるようであれば、それは、出席していただいてもかまいませんけれども。自立支援協議会の中にも部会の委員がおりますので、ですからその場で萩野部会長を含めて3名の条例制定作業部会の委員が出席をしており、ということによろしいのではないかと思います。

(小野委員)

部会の委員で自立支援協議会の委員の方が、その質疑の際には、部会の立場から回答ができるというふうに理解してよろしいでしょうか。

(水口補佐)

はい、お答えします。危惧されておられるのは、事務局の考えと委員の考えとが違った答えをだすのではないかというふうに危惧されることが想定されますけれども、そういったご心配は、いらないのではないかと思いますし、できましたならば、委員の方からご回答していただくのがよろしいのではないかというふうに、自立支援協議会の議長にお話をしようかとは思いますが。いかがでしょうか。

(小野委員)

了解しました。

(萩野部会長)

はい、北地委員。

(北地委員)

今、おっしゃったように、変わるものでないということで、聞いておきますけれども、要は、自立支援協議会に報告事項として、このことが部会長から上げていただくわけでございますから、このことについてのどういう論議があったのかという質問等にはお答えをいただくわけでございますけれども、この文章そのものについての修正なり、ということはありませんというふうに理解をしていますけれども、確認をさせていただきます。

(水口補佐)

その質問内容によって、その場で判断をせざるを得ないと考えております。以上でございます。

(北地委員)

質問に答弁については、3名の委員の方でご報告はいただきますけれども、自立支援協議会でこのことについて、現在の報告事項に修正を加えるとか、行文を変更するとか、明記すべきものを変更するとか、いうことはありませんねということでございます。

(水口補佐)

はい、お答えします。あくまでも、これは中間報告でありますので、まだまとまった形での報告ではございません。ですから、修正しろというお話が協議会のほうからあった場合ですね、一度、次の部会でですね、報告させていただきます。こういった協議会での意見があったということですね、事務局が皆さんに報告をすると、そこで、皆さんで諮っていただくというふうに考えております。以上です。

(北地委員)

あくまでも報告ということで、また次回に報告があると、そういうことで了解をしました。

(萩野部会長)

それでは、その他に移りたいと思いますけれども、何か皆さん方からご意見があればどうぞ。はい、西田委員。

(西田副部長)

私が、これまでの内容を聞き落としたところもあるんですけども、実は、この前、障害福祉課のほうに行って、行政主催による市民へのアピールといいますか、そういうイベントをしてほしいという話を以前からしていたんですけども、そういう話を障害福祉課の中でしたときに、実はもう第4回目の時にそういう発表をしているということでしたので、そのことをもう1回確認したいのですが。

(萩野部長)

事務局。

(水口補佐)

これまでに、皆さんにご説明いたしまして、スケジュール表もお渡ししていますけれども、来年の1月に条例案のパブリックコメントを組む予定をいたしております。そのパブリックコメントその他について、これから具体的に形づくっていかうと考えております。そういったお話を第4回目でした、議事録に残っておると思います。よろしくをお願いします。

(萩野部長)

それでいいですか。

(西田委員)

1月にすることは決まっているのですか。

(水口補佐)

まだです。

(萩野部長)

ほかにありますか。なければですね、私から最後に。事務局とお話をしたのですが、今回は第8回目になります。この会議の中でですね、第2回の会議のときでしたか、目的と理念をしっかりと話し合わなければいけないという話がでていました。これについて、第2回会議で委員からでた意見といたしましては、「委員みんなが共通の認識を持

てていない状況では、目的や理念を話し合えない」そして、「まずは、差別というものについて、委員の皆さんで議論したほうがよい」という意見、もうひとつは、「委員の皆さんに障害者基本法を知らせていただく必要がある」といったことであります。したがって、これらのことについてですね、本日の会議までで解決できていなければ、次回に、せっかく皆さんにお集まりいただきましても、目的と理念を話し合うことができないということになるかと思うんですけれども、皆さん、どのような意見をお持ちでしょうか。

(水口補佐)

第2回目の時に、今、部会長がおっしゃったように整いませんでしたので、さて、いよいよ第8回目にまた登場してきます。目的と理念であります。ということで、部会長のほうから提案がありましたけれども、8回目で議論が行えるのか、状態なのかどうかということであります。ということで、第8回目は目的と理念の議論を進めるということではよろしいかどうかということであります。それでは議長、諮ってください。

(萩野部会長)

8回目のやり方を相談したいんです。はい、北地委員。

(北地委員)

北地ですが。今まで、今日7回、3回目以降具体的なお話しをさせていただきました。ただ、私個人といたしましては、2つずつに分かれての論議があつて、全てにそのことを飲み込んでおるわけではありません。ということで、各委員の皆さま方の中でも、たぶんそう思っていらっしゃるかと思えます。議長がおっしゃいましたように、差別といましても、直接差別があり、間接差別があり、合理的な配慮があり、というようなことを含めて、まだまだ障がいの方の特性を理解できてない部分も多くあろうかと思えます。特に今回、私自身も悩んでおりますけれども、精神の問題についても、まだまだ未熟なこともございますので、できますれば、中間報告なされる文書について、もう一度、このところはこう聞きたいとか、こうしてほしいとかいうことを、もう一度聞いていただいて、それから理念、目的のほうに向っていただければというふうに考えておりますので、議長さん、ほかの委員の方々もそこら辺を踏まえて、お諮りをいただければと思います。以上です。

(萩野部会長)

今、北地委員からお話しがございましたが、はい、宇都宮委員。

(宇都宮委員)

第2回の時の目的と理念というお話し、その当時、私も初めて参加したので、他の障がい者の方の悩みとかどういう問題があるとか全然わかりませんでした。だから、よく勉強していきますと、今度の総合福祉法でいきますと、障害者総合福祉法ということは、全ての障がい者が、一堂に会して情報が集まったということでもありますので、今回で7回になりますので、だいたい私もある程度勉強できてよかったと思いますので、第8回目については、目的と理念について、十分勉強させていただきたいし、また、意見をいう力もなんぼかできたと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

(萩野部会長)

第8回は、今言われましたようなことで討議をしたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

せんでいいということにはならないでしょ。はい、小野委員。

(小野委員)

ひとつは、目的と理念については、グループ分けはせずに、全体で話し合ったほうがいいんじゃないかと思います。それともうひとつは、北地委員の言われた今までの全体について見直すという点も大きな課題だと思います。第9回、1回だけとなると時間が足りなくなる可能性もありますので、第8回でその両方をやると。そして、そこで完全に結論がでない、あるいは完成しないということはあると思いますので、第9回で仕上げると。そういう方向でやったらどうでしょうか。以上です。

(萩野部会長)

今、小野委員さんからそういうお話ができました。そういうやり方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

(萩野部会長)

それでは皆さん、よろしいということですから、次回はこのような形でお話し合いをしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。事務局から、なんかないか。

(水口補佐)

確認をさせてください。それでは、次回の第8回については、目的と理念の議論を全体で行うと。それから、これまで協議してきたことをさらに整理をして、見直しを行うと。これも全体で行うと。ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(萩野部会長)

ありがとうございました。皆さんのおかげでちょうど5時5分前です。それでは、これをもって、第7回の会議を終了いたします。ありがとうございました。また、次回よろしく願います。